明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府二七）　四
○食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（同二八）　四
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（総務三六）　三
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同三七）　四
○特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同三八）　五
○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同三九）　一六
○四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る表示の方法を定める件（同四〇）　一七
○周波数割当計画の一部を変更する件（同四一）　一七
○農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二八三）　一七
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同二八四）　二六七
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通一三二）　二九一
○八丈島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一三三）　二九三
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（同一三四）　二九三
○登録講習機関の休廃止の届出があった件（同一三五）　三〇八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一三六～一四四）　三〇九
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一四五）　三一三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一四六）　三一三

省　令

○総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第二十八条、第三十八条及び第三十八条の六第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合も含む。）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎